平成２６年（フ）第１３８３号
大阪市東成区大今里３丁目16番２―603号
債務者　金坂　敏子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０２号
大阪府吹田市山田西２丁目３番３―807号
債務者　明石　良美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３３号
大阪府豊中市千里園３丁目14番47号
債務者　岡本　　仁
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７３号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目５番12―203号
債務者　久富　清美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目12番５―401号
債務者　渡部　縫子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１１号
大阪市城東区成育２丁目１番１号　503
債務者　木下　博美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１２号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番104―111号
債務者　岸下　信子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２号
三重県伊勢市馬瀬町880番地
債務者　須原　正人
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
埼玉県上尾市緑丘１丁目７番22号　ベルピア上尾第７－２―201
債務者　大島　卓也
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
さいたま市浦和区皇山町36番８号　シオン皇山102、旧住所さいたま市浦和区常盤２丁目１番15号304
債務者　七海　良徳
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
さいたま市見沼区大字小深作355番地１　県営大宮小深作はるさと団地１―209
債務者　篠塚　史子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
千葉県船橋市三山４丁目30番３号　ヒルサイド三山205号
債務者　船宝　伸行
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
千葉県香取市佐原イ3388番地
債務者　中込　和男
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第６９号
愛知県豊橋市新栄町字南小向158番地―F
債務者　津田　雅章
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７０号
高知県南国市後免町３丁目４番５号
債務者　長野　綾子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３２号
東京都府中市美好町２丁目47番地の４さわい荘201
債務者　鹿島　　元
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８６号
東京都あきる野市草花2834番地１ハイムコジマ103号
債務者　飯野　春香
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部